

専任を必要とする主任技術者の兼任についての運用基準

(平成 26 年 9 月 25 日総務部長決定)

(令和 4 年 2 月 22 日一部改正)

(目的)

第 1 条 東京都板橋区（以下「区」という。）が発注する公共工事のうち、東京都板橋区契約事務規則（昭和 53 年東京都板橋区規則第 21 号）第 59 条の規定により総務部長に契約の締結を請求する案件において、建設業法施行令（昭和 31 年政令第 273 号）第 27 条第 2 項を適用する場合の、専任を必要とする主任技術者（以下「専任技術者」という。）の兼任についての運用基準を定めることにより、公共工事における施工体制の合理化及び適正な施工の確保を目的とする。

(定義)

第 2 条 この基準において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 区が発注する建設工事（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）（以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事に同じ。）をいう。
- (2) 主任技術者 法第 26 条第 1 項における主任技術者をいう。

(要件)

第 3 条 専任技術者は、次の各号の全てを満たす場合に、主任技術者を兼任することができるものとする。ただし、工事主管課長が工事の適正な施工に支障があり兼任を認めることが適当でないと判断した場合は、この限りでない。

- (1) 工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事であること。
- (2) 専任技術者が管理することができる工事の数は、現在施工中の工事を含め 2 件までであること。
- (3) 兼任する工事の現場間の距離がおおむね 10 km 以内であること。
- (4) 区以外（以下「他発注機関」という。）が発注した工事との間で、同一の主任技術者に兼任させる場合には、他発注機関が定める確認方法等について相互の条件が合致していること。
- (5) 専任技術者は、請負者が直接雇用している者であること。

(申請手続き)

第 4 条 専任技術者の兼任を希望する事業者（以下「申請者」という。）は、公共工事の入札参加希望申請期間において、郵送により、専任を必要とする主任技術者の兼任申請書（様式 1）を書面にて契約管財課に提出しなければならない。

- 2 前項において申請を行うことができる専任技術者は、申請日時点で別の工事に従事している者に限る。

3 主管課において、申請の内容を確認し、専任技術者の兼任についての可否判断を行う。
(申請者への通知)

第5条 契約管財課は、前条第3項における可否判断の結果について、専任技術者の兼任を認めない場合にのみ、開札日時までに申請者へ通知する。

付則

この一部改正は、令和4年2月22日から施行する。

様式1 (第4条関係)

専任を必要とする主任技術者の兼任申請書

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住所
商号又は名称
代表者職氏名

専任を必要とする主任技術者について、下記のとおり兼任の申請をいたします。

なお、主任技術者の工事現場における工程管理、品質管理、その他技術上の管理等に支障をきたすことはしません。

記

主任技術者氏名		
希 望 申 込 案 件	案件番号(電子調達サービス)	
	工事件名	
	施工場所	
	工事期間	契約確定日の翌日から
	現場代理人予定者	
	工事主管部署	
施 工 中 の 工 事	専任・非専任の区分	専任 ・ 非専任 ※どちらかに○をつける
	工事件名	
	施工場所	
	契約金額(税込)	
	工事期間	年 月 日 から 年 月 日
	現場代理人	
	工事主管部署	
	担当者及び連絡先	
施行中工事の主管部署 確 認 欄		備考

※本申請書の他に工事主管課から関連資料の提出を求める場合があるので、対応すること。